◎生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律

(令和五年五月二六日法律第三六号)

一、提案理由(令和五年四月一九日・衆議院厚生労働委員会)

○加藤国務大臣 ただいま議題となりました生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明いたします。

食へのニーズの多様化や食のグローバル化の進展等により、我が国の食を取り巻く環境は大きく変化をしています。また、水道に関しても、近年、人口減少に伴う水道事業者の経営環境の悪化、水道施設の老朽化や耐震化、災害発生時の断水への対応等が強く求められるようになっています。

こうした状況を踏まえ、政府全体として生活衛生等関係行政の一層の機能強化を図るため、この法律案を提出いたしました。

以下、この法律案の内容につきまして、その概要を御説明いたします。

第一に、食品等の衛生に関する規格や基準の策定その他の食品衛生基準行政に関する 事務について、食品安全行政における総合調整と一体的に行う観点から、厚生労働省か ら消費者庁に移管することとします。

第二に、水道整備、管理行政のうち水質又は衛生に関する事務について、河川等の環境中の水質に関する専門的な知見等を活用する観点から、厚生労働省から環境省に移管するとともに、それ以外の水道整備、管理行政の事務について、社会資本整備や災害対応に関する専門的な知見等を活用する観点から、厚生労働省から国土交通省に移管することとします。

また、水道について、災害対応の強化や他の社会資本と一体となった効率的かつ計画 的な整備等を促進するため、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法及び社会資本整備 重点計画法の対象に加えることとします。

第三に、これらの事務の移管を踏まえ、厚生労働省、国土交通省、環境省及び消費者 庁の所掌事務並びに関係審議会の調査審議事項について所要の見直しを行うこととしま す。

最後に、この法律案の施行期日は、一部の規定を除き、令和六年四月一日としています。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容の概要でございます。

御審議の上、速やかに可決していただくことをお願いいたします。

二、衆議院厚生労働委員長報告(令和五年四月二七日)

○三ッ林裕巳君 ただいま議題となりました生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を 御報告申し上げます。 本案は、生活衛生等関係行政の機能強化を図るため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、食品衛生基準行政に関する事務を厚生労働省から消費者庁に移管すること、 第二に、水道整備、管理行政のうち水質又は衛生に関する事務を厚生労働省から環境 省に、それ以外の事務を厚生労働省から国土交通省にそれぞれ移管すること 等であります。

本案は、去る四月十八日本委員会に付託され、翌十九日加藤厚生労働大臣から趣旨の 説明を聴取し、二十一日から質疑に入りました。昨二十六日国土交通委員会との連合審 査会を開会し、同日質疑を終局いたしました。次いで、討論、採決の結果、本案は賛成 多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。

〇附带決議(令和五年四月二六日)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 水道・下水道事業の施設整備に係る必要な予算を確保すること。また、近年多発する災害への対応強化や迅速な復旧がされるよう十分な予算を措置すること。
- 二 水道・下水道事業の基盤強化に向け、国や事業者が事業運営等に必要な組織、人員 と専門性を確保できるよう、必要な措置を講ずること。
- 三 水道事業におけるこれまでの「官民連携」の実態を把握するとともに、その結果を 踏まえつつ、水道事業の公共性や持続性に十分留意したものとなるよう必要な助言を 行うこと。
- 四 水質基準の必要な規制強化と実効化を高めるため、必要な予算の配分や人員の配置を行い、水質基準の策定や管理・検査の体制を確立すること。
- 五 食品衛生基準行政の消費者庁への移管に当たっては、食品安全推進の取組に支障や 停滞が生じることがないよう、規格基準の策定と厚生労働省が引き続き所管する監視 指導・調査研究との連携等に万全の措置を講ずるとともに、消費者の選択の権利の確 保のためには、食の安全は当然として、食の安心にも十分に留意すること。
- 六 移管の対象となる行政分野において支障や停滞が生ずることのないよう、権限の移 管に当たっては、移管元の厚生労働省と移管先の省庁及び関係機関との間で連携を図 り、必要な予算の配分や人員の配置など万全の措置を講ずること。

三、参議院厚生労働委員長報告(令和五年五月一九日)

○山田宏君 ただいま議題となりました法律案につきまして、厚生労働委員会における 審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、生活衛生等関係行政の機能強化を図るため、食品衛生法による食品衛生 基準に関する権限を厚生労働大臣から内閣総理大臣に、水道法等による権限を厚生労働 大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管するとともに、関係審議会の新設及び所掌事 務の見直しを行おうとするものであります。

委員会におきましては、移管を決定した理由及び感染症対策との関係、食の安全確保のためのリスク管理の在り方、持続可能な水道事業の在り方等について質疑を行いましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して倉林明子委員より反対、れいわ新選組を代表して天畠大輔委員より反対の旨の意見がそれぞれ述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決 定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

- ○附带決議(令和五年五月一八日)
 - 政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。
- 一、水道・下水道事業の施設整備に係る必要な予算を確保すること。また、老朽化や近 年多発する災害への対応強化及び迅速な復旧がされるよう十分な予算を措置すること。
- 二、水道・下水道事業の基盤強化に向け、国や事業者が事業運営等に必要な組織、人員 と専門性を確保できるよう、必要な措置を講ずること。
- 三、水道事業におけるこれまでの「官民連携」の実態を把握するとともに、その結果を 踏まえつつ、水道事業の公共性や持続性に十分留意したものとなるよう必要な助言を 行うこと。
- 四、人口減少や老朽化等に伴い、水道料金が今後上昇する可能性があり、その対策を検討すること。
- 五、水質基準の必要な規制強化と実効化を高めるため、必要な予算の配分や人員の配置 を行い、水質基準の策定や管理・検査の体制を確立すること。
- 六、全国各地で有機フッ素化合物(PFAS)による水質汚染により、水・水道の安全性に懸念の声があることを踏まえ、PFASについては、国内外の科学的知見も収集し、その結果も踏まえつつ、水道水質基準にすることも含め、必要な検討を行うこと。
- 七、食品衛生基準行政の消費者庁への移管に当たっては、食品安全推進の取組に支障や 停滞が生じることがないよう、規格基準の策定と厚生労働省が引き続き所管する監視 指導・調査研究との連携等に万全の措置を講ずるとともに、消費者の選択の権利の確 保のためには、食の安全は当然として、食の安心にも十分に留意すること。
- 八、消費者庁が食品メーカーを含む民間企業から出向者を受け入れるに当たっては、消費者庁が食品衛生基準行政を担う趣旨を踏まえ、科学的な安全を確保し、消費者利益の更なる増進を図り、食の安全に対する懸念を招くことのないよう十分に留意すること。
- 九、移管の対象となる行政分野において支障や停滞が生ずることのないよう、権限の移

管に当たっては、移管元の厚生労働省と移管先の省庁及び関係機関との間で連携を図り、必要な予算の配分や人員の配置など万全の措置を講ずること。また、対象となる行政分野の都道府県・市区町村当該部署が混乱することなく対応ができるよう十分に留意すること。

右決議する。